

アメリカ法

第16回

丸山 英二

1

法的に有効な判決を得るための4要件 (第一審裁判所で問題になることが多い)

- ①裁判所が訴訟に対して事物管轄権(subject matter jurisdiction)を有していること。
- ②裁判所が当事者に対して領域管轄権(territorial jurisdiction)(契約事件や不法行為事件では対人管轄権[in personam jurisdiction]になる)を有していること。
- ③裁判地(venue)—訴訟を提起すべき場所として法律が定めるcounty[州一審裁の場合], district[連邦地裁の場合]。被告の居住地, 不法行為地, 締約地などが規定される)が適切であること。Text p. 71 ↓7~.
- ④召喚状の送達により適切な告知(adequate notice)が被告に与えられていること。Text p. 62↑10~, p. 71↑5~p. 72↓5, p. 73. ↓2~5.

※これらの要件が満たされていなければ、被告の申立てによって、訴訟は却下される。判決が下されていれば、被告が黙示的に同意した場合を除いて(①は別), その判決は無効となる。

3

III. 連邦制のもとでのアメリカ法 2. 裁判所・裁判権

2

(b) 州裁判所の裁判権(territorial jurisdiction)

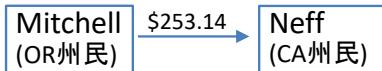
- (1) はじめに
subject matter jurisdiction と territorial jurisdiction ⇒ Text p. 58↑13 ~p. 59↓9
 - ◆ subject matter jurisdiction
 - ・連邦地裁 ↔ 州の(一般的管轄権をもつ)第一審裁判所
 - ◆ territorial jurisdiction
 - ・連邦地裁 ↔ 州の(一般的管轄権をもつ)第一審裁判所
[呼出状送達に関して個々の地裁は州一審裁と同様に扱われる。Rule 4(k)(1)(A)]
- (2) 州の裁判権
 - Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)—古典的原則の確立
 - Kane v. New Jersey, 242 U.S. 160 (1916)—同意に基づく拡大
 - Hess v. Pawloski, 274 U.S. 352 (1927)—州内での行為による默示的同意に基づく拡大
 - Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457 (1940)—本居に基づく拡大
 - International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U.S. 310 (1945)—現代的理論の出発点

1

4

OR Circuit Court

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)



Neffに対する呼出状の送達はOR州の新聞への公示送達でなされた。

CA州在住のNeffは、それを認識せず、応訴せず。

Mitchellは欠席判決を申立て、Circuit CourtはMitchellに勝訴判決(\$294.98)を与えた。

Mitchellは判決(\$294.98)の満足を得るために、OR州内のNeff所有地の競売を申立てた。競売においてMitchell自身が当該土地(\$15,000相当)を\$341.60で競落。

Mitchellは競落代金で判決の満足を得るとともに、土地を入手。同地をPennoyerに譲渡。

[9年後]

United States Circuit Court



U.S. Circuit Courtは当初の判決手続における公示送達の申立てに付された宣誓供述書の瑕疵を理由に、公示送達とOR Circuit Court判決を無効とし、Neffの請求を認容。Pennoyerは最高裁に上訴。上訴棄却。⇒ Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)

【事実の概要(続き)】

Mitchellはその判決の満足を得るために、Neffがオレゴン州内に有する土地(\$15,000ドルの価値があるとされた)について強制執行を申し立て、競売において、当該土地を、自ら、\$341ドル60セントで競落した。Mitchellは当該土地をPennoyer(のち、オレゴン州知事[1886～1894])に譲渡した。

9年後、この事態を把握したNeffは、合衆国Circuit Courtに、Pennoyerを被告として、当該土地の返還を請求する訴訟を提起した(diversity case)。合衆国Circuit Courtは、公示送達を求める申立てに付された宣誓供述書に瑕疵があったとして、公示送達とそれにもとづくオレゴン州のCircuit Court判決を無効とし、Neffの請求を認める判決を下した。

これに対して、Pennoyerが合衆国最高裁に上訴した。最高裁は、宣誓供述書に瑕疵はなかったとしたが、州裁判所の裁判権について次のように判示し、結論において原判決を肯認した。

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878)

【事実の概要】

1865年11月、Mitchell(オレゴン州民・弁護士)は、Neff(カリフォルニア州民)を被告として、1862～1863年の弁護士活動の報酬253ドル14セントの支払を求める訴訟を、オレゴン州のCircuit Courtに提起した。その後、同月、Neffが非居住者であり、相当な調査をしても住所が知れず、かつ、州内に財産を有していることを述べる宣誓供述書を提出して、呼出状の新聞紙上での公示送達を許可するよう裁判所に申し立てた。

Circuit Courtは、オレゴン州の法律が規定する公示送達の要件が満たされているとして、地元の週刊新聞に6週連続して掲載する方法での公示送達を許可する命令を下した。それに従って公示送達がなされたが、それを知らないNeffは応訴しなかった。

そこで、Mitchellは欠席判決を申し立て、裁判所は、請求額に利息と訴訟費用を加えた294ドル98セントの勝訴判決をMitchellに与えた(1866年2月)。

6

Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1878) 【判旨】

【Field裁判官(David Dudley Fieldの弟)による法廷意見】

各州は、その領土内の人または物に対して排他的な裁判権を有する。従って、各州は、その領土外の人または物に対して直接の裁判権を行使し得ない。ある州によって設置された裁判所は、その州の領土外に召喚状を送達し、人または物をその判決に従わせることはできない。

訴訟が対人訴訟のとき、非居住者に対する公示等(publication)による擬制的送達は有効ではない。ある州の裁判所が出した召喚状は、他州に入り、そこに本居を有する当事者に対して、その州から出て訴訟に応じるよう呼び出すことはできない。裁判所の設置されている州内で召喚状を公示したとしても、非居住者の応訴義務を強めることにはならない。州外に送られた召喚状も、州内で公示された召喚状も、対人的責任を確定する手続においては等しく無効なのである。

7

2

8

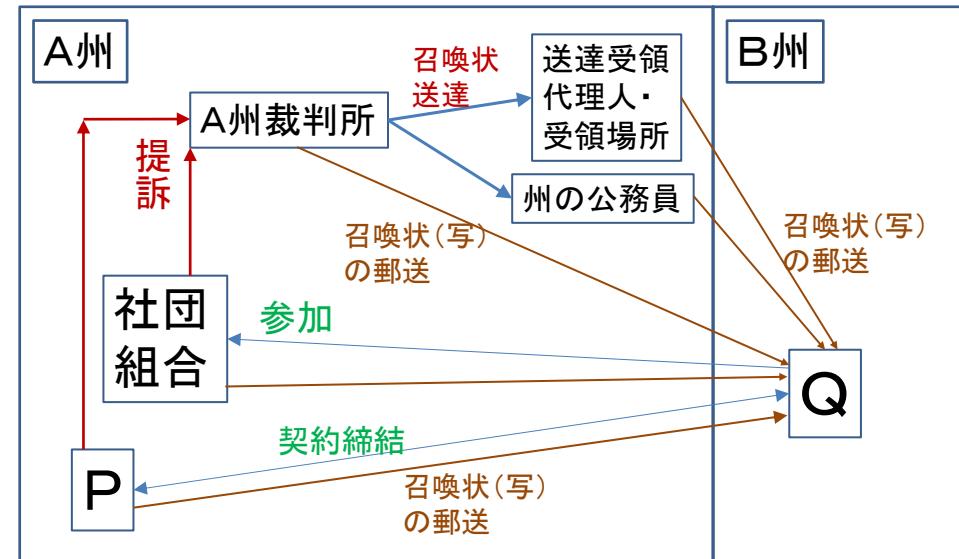
第14修正の成立後は、このような判決の有効性の問題は、裁判権を及ぼし得ない者に対する裁判所の手続は due process of law を構成しない、という形で論じ得るようになった。そして、判決の効力を被告に対的に及ぼすためには、応訴または直接的送達(personal service)が必要であるとするのが due process of law の要件である。

ただし、州は、州内の組合や社団に参加したり、州内で履行される契約を締結したりする非居住者に対して、それらの関係で開始される法的手続における召喚状の送達を受領するために州内に代理人を任命するよう、または、そのような送達がなされる場所を指定するよう求め、それがなされない場合には、州が自らその任命または場所の指定をなすことができる。

そのような事情が見受けられない本事案においては、非居住者である原告に対する召喚状の送達もその応訴もなしに、オレゴン州の裁判所が下した対人的判決は無効であり、係争不動産の競売の根拠とはならない。原告の請求を認めた原審判決を肯認。上告棄却。

9

Pennoyer 判決が提示する対応策



10

Kane v. New Jersey, 242 U.S. 160 (1916)

(送達受領代理人の任命を求める法律の有効性)

他州民が州道上を自動車で走行する条件として、州内での自動車の走行によって起きた他州民を被告とする訴訟において、州の公務員(secretary of state)を最初の令状の送達受領代理人に任命する書面を(1年単位で)提出すること(現実的通知は自動車の登録を扱う州当局からの郵送による)を定めたニュー・ジャージー州法について、その規定に違反したとして罰金 \$5を科されたKane(NY州民)が合衆国憲法違反などの理由でその規定の無効を主張したが、合衆国最高裁は、当該要件を公共の安全確保に不可欠とする州の判断は不合理とはいえず、同要件は不当な負担を課すものでも、他州民を差別するものでもないとして、その有効性を肯定した。

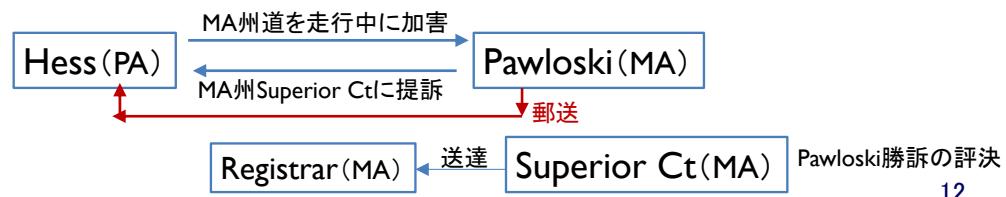
11

Hess v. Pawloski, 274 U.S. 352 (1927)

(州道上の走行[州道の利用]による任命を定める法律)

州内の公道上で自動車を運行する他州民は、運行による事故に関わる訴訟については黙示的に州の公務員(registrar)を送達受領代理人に任命したものとみなすことを定めるともに、そのような送達がなされたときは、呼出状を被告となつた他州民に郵送することを原告に義務づけるMA州の法律に基づいてなされた他州民(Hess, PA州民)に対する裁判権の行使が適正手続に違背しないとされた。

[被告(Hess)が、その規定に従ってなされた送達について適正手続違反であると主張したが、最高裁は due process に違反しないとした]



12

Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457(1940)

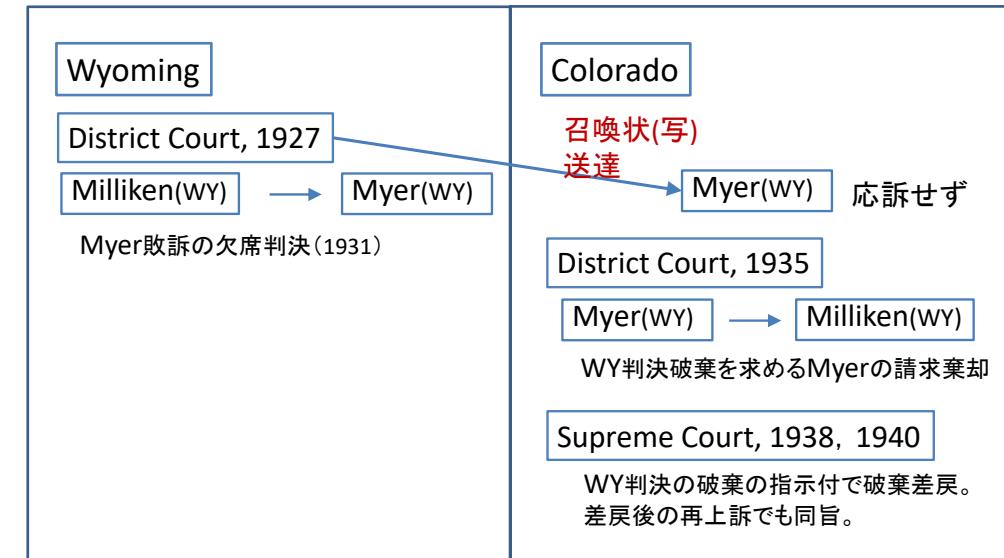
(州内に本居を有する者)

WY州の法律では、(州内に住所を有する者が呼出状送達の回避等の目的で州外に出た場合には州外での直接送達ができると定められていた。同法に基づいて、Colorado州内で呼出状の送達を受けたが応訴せず、WY州の裁判所で欠席判決を下されたAが、4年後にCO州の裁判所で、判決の執行差止めと無効の確認を求めた。

CO州の最高裁はAに救済を与えたが、合衆国最高裁は「州内における本居は、対人判決を下す目的に関しては、それだけで、不在の被告を、適切な代替的送達の方法によって州の裁判権の範囲内に引き入れるに充分なものである。不在の被告に対する送達がその州内での被告の通常の住所でなされるか、州外で被告が直接送達される場合、そのような代替的送達は一貫して有効とされてきた(この部分、Pennoyer判決の変更)。代替的送達が、被告に、訴訟の現実の告知と主張を述べる機会を与えるよう合理的に考えられたものであれば、due processに默示されたフェア・プレイと実質的正義の伝統的観念は満たされることになる」と述べて当初のWY州裁判所の判決を有効とした。

13

Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457(1940)



14

International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U.S. 310 (1945)

【事実関係は省略】

【最高裁判旨】

連邦最高裁は、州外にいる者に対する裁判権の行使が認められる条件として適正手続が要求するものは、被告がその州と、(その州における)訴訟の維持が「フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念(traditional notions of fair play and substantial justice)」に反しないといえるような最低限の接触・関係(minimum contact)を有していることだけである、と述べた。

今日では、この条件は、

- ①被告が法廷州と最低限の接触・関係 minimum contact を有していること、
と
 - ②それが満たされた上で、裁判権を被告に及ぼすことが「フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念」に反しないこと
- の二つの要件に分けて適用されるようになっている。

15

4

general jurisdiction と specific jurisdiction

【一般的管轄権(general jurisdiction)】

州裁判所が、被告に対するいかなる請求(「訴訟」といってもよい)についても(請求原因となる活動/事故の生じた場所がどこであっても)行使できる裁判管轄権。

これが認められるために必要とされる被告と法廷州の接触・関係は、被告が個人の場合には**本居**、会社・法人の場合には**設立された州**や**主たる営業所が所在する州**などその**本拠(home)**が所在することが必要とされる。Daimler AG v. Bauman, 571 U.S. 117, 134 S.Ct. 746, 760 (2014)

【特定的管轄権(specific jurisdiction)】

州裁判所が、被告と法廷州の関係(contact/affiliation)から生じた請求/それと関連する請求に限って行使できる裁判管轄権。たとえば、当該州において発生した交通事故による損害の賠償を請求する訴訟に対して、州裁判所が行使する裁判管轄権。Bristol-Myers Squibb Co. v. Superior Court, 137 S.Ct. 1773, 1780 (2017)

どのような関係があれば特定的管轄権が認められるかについての最高裁判決は、次スライド以下。

16

特定的管轄権の根拠となる州との関係:最高裁の見解

【最低限の関係の一般的要件として】

◆Hanson v. Denckla, 357 U.S. 235 (1958)

最低限の関係を肯定するためには、被告が法廷州内において活動を行う特権を意図的に利用し、州法の恩恵と保護を求めたことを示す何らかの行為があることが不可欠である。[jurisdiction を否認]

【製造物責任事件】

◆WorldWide Volkswagen Corp. v. Woodson, 444 U.S. 286 (1980)

(その製品が法廷州の消費者によって購入されるという期待をもって、それを通商の流れのなかに置く会社に対して対人的裁判管轄権を課すことは適正手続上許される[傍論]。製造物責任事件)

17

Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)

【事実の概要】オートバイ走行中に制御不能となりトレーラーと衝突、同乗の妻が死亡、運転していた夫が重傷を負った。夫が製造物責任訴訟で台湾のチューブメーカー(Cheng Shin)などをCA州Superior Courtに訴え、被告はチューブに組込まれたバルブに欠陥があったとして求償請求を日本のバルブメーカー(Asahi Metal)。バルブの売買契約は台湾で締結、バルブは日本から台湾に出荷された)にした。Asahiは対人管轄権の欠如を主張して呼出状の破棄を求めた。その後、主請求など他の請求は和解で決着し、日本会社に対する台湾会社の求償訴訟のみが残った。

- ・ AsahiとCA州の関係——Asahi社は、同州に、営業所、代理人、従業員、資産を持っておらず、販売・宣伝活動もしていない。
- ・ 事故が発生した郡のあるオートバイ店で調査したところ、その店にあった115本のタイヤチューブのうち97本が台湾または日本製で、そのうちの21本にAsahi製のバルブが組込まれていた。その21本のうち12本が本件求償訴訟の原告である台湾メーカー製のものであった。また、この台湾メーカーはAsahiとの商談の際に、そのチューブは全世界、とくに合衆国に販売されることを話していた。

18

Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)



19

5

Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)

【連邦最高裁判決】〔minimum contactの存否について〕

A: (Hanson判決などを引用して、) minimum contactの成立のためには法廷州で活動を行う特権の意図的な利用がなければならず、そのためには、法廷州に向けられた被告の意図的な行為が必要であって、通商の流れによって商品が法廷州に入り込むことの認識が被告にあっただけでは足りない。本事案において、Asahiは法廷州で営業活動をしていない。また、Asahiが法廷州での販売を期待してその製品をデザインしたということもない。Asahiが法廷州の市場を意図的に利用しようとした行為が証明されていないのでminimum contactは成立していない(4)。

B: minimum contactの成立のためには、被告が、自らの製品を通商の流れに入れる際に、それが最終的に法廷州に入り込むことを認識していることで足りる。Asahiは、CA州で日常的に製品を販売していることを認識しているメーカーにその部品を日常的に大量に販売していたのであるから、CA州とのminimum contactは成立している(4)。

20

Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)

【連邦最高裁判決(続き)】

〔フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念との適合性について〕

裁判権の行使の合理性の判断においては、

- ①当該州で応訴する被告の負担
- ②当該紛争を処理する当該州の利益
- ③地元で救済を得る原告の利益
- ④紛争についてもっとも効率の良い解決を確保する司法制度全体の利益

などが検討されるべきものであるが、本事案においては、①CA州で訴訟を追行するAsahiの負担は大きく、②③原告と法廷州の利益は小さく、④本件の場合、外国人に対する州の裁判権の主張に対する外国の実体的・手続的利益や、国際政策における連邦政府の利益についての慎重な検討が求められるところ、外国人被告に対する重い負担と原告・法廷州の軽い利益に照らして、本事案においてCA州がAsahiに裁判権を使用することは不合理で不公正である(9)。破棄差戻。

21

J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S. 873 (2011)

【事実の概要】

廃棄物処理会社の従業員X(Nicastro)は、Y1(英国の廃棄物処理機械メーカー。)が製造した金属破碎機を操作中に腕を機械に巻き込まれ、重傷を負った。Xは、破碎機の設計に欠陥があったとして、Y1および同社製品を全米で独占的に販売していたY2(OH州法人)を相手どって、NJ州第一審裁に製造物責任訴訟を提起。

Xの使用者は、ラスベガスで開催の見本市においてY1とY2が共同出展していたブースで本機械を知り、Y2からそれを購入。Y1は、自らがNJ州に所在したこと、Y2の活動を監督したこと、商品をY2に出荷後、Y2から商品を購入した買主の所在について認識を有したこともなかったと主張し、訴えの却下を求めた。

NJ州第一審裁は、Y1と同州とのminimum contactを否定、Y1に対する訴えを却下。州第二審裁は、Asahi Metal判決の[上掲のB意見]の基準の下でminimum contactを肯定、また、フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念に反することもないとして、一審判決を破棄。州最高裁も対人管轄権を肯定、Y1は合衆国最高裁に上告受理申立てを行い、同最高裁は同申立てを受理した。

22

J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 564 U.S. 873 (2011)

【判旨(Kennedy裁判官による相対的多数意見[他の3裁判官が同調])】

主権国家の裁判権行使には、原則として、被告が法廷州内において活動を行う特権を意図的に利用し、州法の恩恵と保護を求めたことを示す何らかの行為があることが必要である(Hanson判決の引用)。製造物責任事件においても、管轄権を「フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念」に適合させるものは、被告の意図的な利用である。対人管轄権は、主権国家単位で検討する必要で、問題は、被告が特定の主権国家の法域内の社会や経済に向けられた活動を行ったかどうかである。

Xは、Y1が、意図的にNJ州に向けられた行為を行ったことを証明していない。Y1の役員は見本市に参加したが、NJ州に入ってはいない。Y1は同州に事務所を有しておらず、租税の支払い、財産の所有、広告活動、職員派遣などを同州でしたことがない。それどころか、開示手続のあと第一審裁判所が認定したところでは、Y1は、当該機械が同州に存在すること以外に同州とのcontactは全く有していないかった。これらの事実からは、Y1がNJ州の市場を意図的に利用したことは証明されていない。

原判決破棄。

23

6

ニュー・ヨーク州のロング・アーム法(抄)

第302条. 本居を有さない者の行為による対人管轄権 (a)裁判権の根拠となる行為
裁判所は、以下の場合、列挙された行為から生じる訴訟原因については、当州に本居を有さない者に対しても、……対人管轄権を行使することができる。[特定的管轄権]

- 1.その者が、州内で取引活動を行い、または州内で商品若しくは役務を供給する契約を任意の場所で締結した場合
- 2.その者が州内で不法行為を犯した場合
- 3.その者が、州外で不法行為を犯し、その結果州内において身体または財産に損害を加えた場合で、かつ [欠陥製造物の製造の結果、州内での損害の発生]
 - (i)その者が、州内で、常時取引を行い若しくは勧誘し、若しくは他の継続的な行為に従事し、または州内で使用若しくは消費される商品若しくは供給される役務から相当な収入を得ている場合
 - (ii)その者が、その行為が州内で結果を生じることを予期しましたは予期すべきことが相当であり、かつ州際または国際の通商から相当な収入を得ている場合
- 4.その者が州内に所在する不動産を所有、使用、または占有している場合

24

カリフォルニア州のロング・アーム法

第410.10条 行使可能な裁判権

当州の裁判所は、当州または合衆国の憲法に抵触しないあらゆる根拠に基づいて裁判権を行使することができる。